

令和5年12月4日提出

今治市議会定例会（第5回）議案

今治市議会定例会（第5回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案 83	令和5年度 今治市一般会計補正予算（第4号）	別 冊
議案 84	令和5年度 今治市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	”
議案 85	令和5年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	”
議案 86	令和5年度 今治市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	”
議案 87	令和5年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第1号）	”
議案 88	令和5年度 今治市水道事業会計補正予算（第1号）	”
議案 89	令和5年度 今治市下水道事業会計補正予算（第1号）	”
議案 90	今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案 91	今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例制定について	31
議案 92	今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	37
議案 93	今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	43
議案 94	博物館及び美術館における撮影等の充実を図るための関係条例の整備に関する条例制定について	49
議案 95	今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	69

議案 96	都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を	77
	改正する条例制定について	
議案 97	今治市障害者福祉センターのぞみ苑の指定管理者の指定について	89
議案 98	今治市さざなみ園の指定管理者の指定について	93
議案 99	燧風苑の指定管理者の指定について	97
議案100	ふじさき苑の指定管理者の指定について	101
議案101	伯方斎場の指定管理者の指定について	105
議案102	大翔苑の指定管理者の指定について	109
議案103	今治市営住宅の指定管理者の指定について	113
報告 12	専決処分について	117
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	119
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	121
	・ 今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	123
	・ 今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	129
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	141
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	143

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

人事院の給与勧告に鑑み、本市職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。



## 今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附則第19項中「255,200」を「256,200」に、「223,300」を「224,200」に、「274,600」を「275,600」に、「233,400」を「234,300」に、「289,700」を「290,700」に、「239,000」を「239,800」に、「315,100」を「316,200」に、「252,100」を「253,000」に、「356,800」を「358,000」に、「276,500」を「277,500」に、「389,900」を「391,200」に、「292,400」を「293,400」に改める。

別表第1、別表第2イ及びウの表並びに別表第3を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200

27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	



59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		

91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
114		302,000			
115		302,300			
116		302,700			
117		302,900			
118		303,100			
119		303,400			
120		303,700			
121		304,100			
122		304,300			

	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
定年前再任用短時間	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
勤務職員以外の職員	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800

28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900

59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	
87		290,900	326,700	347,600	
88		291,100	327,000	347,900	
89		291,500	327,400	348,300	

	90		291,700	327,800	348,600	
	91		291,900	328,200	349,000	
	92		292,100	328,600	349,300	
	93		292,500	328,900	349,700	
	94		292,700	329,100	350,000	
	95		292,900	329,500	350,300	
	96		293,200	329,800	350,600	
	97		293,500	330,000	350,900	
	98		293,700	330,300	351,300	
	99		293,900	330,600	351,700	
	100		294,200	330,900	352,100	
	101		294,500	331,100	352,600	
	102		294,700	331,400	353,000	
	103		294,900	331,800	353,400	
	104		295,200	332,000	353,800	
	105		295,500	332,200	354,300	
	106			332,400		
	107			332,800		
	108			333,000		
	109			333,200		
	110			333,600		
	111			334,000		
	112			334,400		
	113			334,600		
定年前再任用短時間 勤務職員		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100

備考 この表は、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
定年前再任用短時間	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
勤務職員以外の職員	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000



28	227, 100	249, 700	276, 600	299, 300	333, 400
29	228, 200	251, 100	277, 600	300, 300	334, 500
30	229, 000	252, 100	278, 700	301, 600	336, 000
31	229, 800	252, 900	280, 100	302, 900	337, 400
32	230, 500	253, 600	281, 300	304, 100	338, 900
33	231, 600	254, 400	282, 500	305, 300	340, 400
34	232, 800	255, 300	283, 800	306, 700	341, 900
35	233, 900	256, 200	284, 900	308, 100	343, 400
36	234, 900	256, 900	286, 100	309, 500	344, 900
37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500
38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100
39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349, 600
40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100
41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300
42	241, 500	261, 500	292, 900	317, 800	353, 800
43	242, 500	262, 300	294, 100	319, 200	355, 300
44	243, 500	263, 000	295, 300	320, 500	356, 700
45	244, 500	263, 700	296, 400	321, 300	358, 100
46	245, 500	264, 400	297, 700	322, 700	359, 100
47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500
48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800
49	248, 000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100
50	248, 900	267, 300	302, 500	328, 000	364, 500
51	249, 800	268, 000	303, 700	329, 300	365, 800
52	250, 600	268, 900	305, 000	330, 600	367, 100
53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600
54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800
55	253, 000	272, 000	309, 000	334, 500	370, 900
56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100
57	254, 500	274, 400	311, 000	336, 700	373, 200
58	255, 400	275, 800	312, 200	338, 000	374, 100

59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000

90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		

121	297, 000	327, 900	361, 800
122	297, 400	328, 200	362, 300
123	297, 700	328, 500	362, 800
124	298, 100	328, 800	363, 300
125	298, 300	329, 000	363, 600
126	298, 500	329, 300	
127	298, 800	329, 700	
128	299, 200	329, 900	
129	299, 400	330, 100	
130	299, 700	330, 300	
131	300, 100	330, 700	
132	300, 500	330, 900	
133	300, 700	331, 200	
134	301, 000	331, 600	
135	301, 400	332, 000	
136	301, 700	332, 400	
137	301, 900	332, 700	
138	302, 200	333, 100	
139	302, 600	333, 500	
140	302, 900	333, 900	
141	303, 100	334, 200	
142	303, 500	334, 600	
143	303, 900	334, 900	
144	304, 200	335, 300	
145	304, 400	335, 600	
146	304, 600	336, 000	
147	304, 900	336, 400	
148	305, 300	336, 800	
149	305, 500	337, 100	
150	305, 700	337, 500	
151	306, 000	337, 900	

	152	306,300	338,300			
	153	306,700	338,600			
	154	306,900				
	155	307,100				
	156	307,400				
	157	307,700				
	158	308,000				
	159	308,300				
	160	308,600				
	161	309,000				
	162	309,300				
	163	309,600				
	164	309,900				
	165	310,300				
	166	310,600				
	167	310,900				
	168	311,200				
	169	311,600				
定年前再任用短時間 勤務職員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100

備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師及び保健センター等に勤務する保健師等で規則で定めるものに適用する。

## 別表第3（第3条関係）

## 福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900
	2	178,100	225,100	265,900	286,300
	3	179,300	226,900	267,300	287,800
	4	180,500	228,600	268,700	289,100
	5	181,400	230,300	269,600	290,500
	6	182,900	232,000	270,800	292,200
	7	184,300	233,700	272,100	294,000
	8	185,700	235,000	273,400	295,800
	9	186,800	236,700	274,400	297,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400
	11	189,600	239,500	276,700	301,400
	12	191,000	240,700	277,600	303,200
	13	192,400	242,000	278,500	304,400
	14	193,700	243,300	279,700	306,500
	15	195,100	244,600	281,000	308,500
	16	196,400	245,800	282,300	310,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300
	18	199,100	248,200	285,200	314,000
	19	200,400	249,300	286,800	315,600
	20	201,500	250,300	288,200	317,300
	21	202,500	251,000	289,400	319,000
	22	204,100	252,100	291,100	321,100
	23	205,700	253,300	292,400	323,100
	24	207,100	254,400	293,900	324,900
	25	208,700	255,600	295,600	326,800
26	210,100	257,200	296,900	328,700	

27	211,500	258,700	298,400	330,500
28	212,900	260,200	299,900	332,300
29	214,600	261,600	300,900	334,100
30	215,800	262,800	302,100	336,100
31	217,200	263,900	303,500	338,000
32	218,300	265,200	304,700	339,900
33	219,400	266,300	305,900	341,500
34	220,700	267,300	307,400	343,400
35	221,900	268,500	308,700	345,100
36	222,900	269,500	310,100	346,800
37	223,900	270,500	311,600	348,000
38	225,000	271,700	313,000	349,900
39	226,100	272,700	314,400	351,800
40	227,100	273,800	315,900	353,600
41	228,000	274,900	317,200	355,500
42	228,700	276,200	318,700	357,300
43	229,500	277,700	320,200	359,000
44	230,300	279,000	321,500	360,700
45	231,000	280,400	322,500	362,400
46	231,800	281,800	323,700	363,800
47	232,700	283,200	324,900	365,200
48	233,400	284,600	326,100	366,600
49	234,000	286,000	327,100	367,600
50	234,900	287,200	328,100	368,700
51	235,900	288,400	328,900	369,700
52	236,600	289,700	329,900	370,800
53	237,000	290,700	330,600	371,500
54	238,000	291,800	331,300	372,100
55	238,600	292,900	332,000	372,800
56	239,200	293,900	332,800	373,600
57	239,900	295,100	333,400	374,400

58	240,600	296,400	333,900	375,200
59	241,300	297,700	334,500	376,000
60	241,900	299,000	335,000	376,700
61	242,500	300,100	335,400	377,500
62	243,000	301,500	335,600	378,200
63	243,500	302,700	336,100	378,900
64	244,000	304,100	336,600	379,500
65	244,600	305,200	336,900	379,800
66	245,400	306,400	337,300	380,400
67	246,300	307,500	337,800	381,000
68	247,000	308,600	338,200	381,700
69	247,900	309,300	338,700	382,100
70	248,800	310,400	339,200	382,800
71	249,600	311,600	339,600	383,400
72	250,200	312,800	340,100	384,000
73	250,800	314,100	340,300	384,400
74	251,700	314,800	340,800	385,000
75	252,500	315,400	341,300	385,600
76	253,200	316,000	341,700	386,200
77	253,900	316,700	342,000	386,600
78	254,800	317,400	342,400	387,100
79	255,700	318,000	342,900	387,600
80	256,300	318,600	343,300	388,200
81	257,000	318,900	343,500	388,700
82	257,500	319,200	343,800	389,100
83	258,100	319,800	344,300	389,500
84	258,700	320,100	344,700	389,900
85	259,300	320,400	345,000	390,100
86	260,100	320,700	345,300	390,300
87	260,800	321,000	345,800	390,600
88	261,500	321,300	346,200	390,900



89	262,000	321,700	346,500	391,100
90	262,800	322,100	346,900	391,400
91	263,600	322,400	347,300	391,700
92	264,300	322,600	347,500	391,900
93	264,700	323,100	347,800	392,100
94	265,200	323,500		
95	265,700	323,700		
96	266,400	324,100		
97	267,100	324,500		
98	267,800	324,900		
99	268,500	325,300		
100	269,200	325,600		
101	269,600	325,800		
102	270,100	326,100		
103	270,500	326,400		
104	270,900	326,700		
105	271,100	327,100		
106	271,300	327,300		
107	271,600	327,600		
108	271,900	328,000		
109	272,200	328,400		
110	272,500	328,700		
111	272,800	329,100		
112	273,000	329,400		
113	273,300	329,700		
114	273,600	330,100		
115	273,900	330,400		
116	274,300	330,600		
117	274,600	330,800		
118	274,900	331,100		
119	275,300	331,500		

120	275,700	331,900
121	275,900	332,100
122	276,100	
123	276,500	
124	276,800	
125	277,000	
126	277,300	
127	277,700	
128	278,100	
129	278,300	
130	278,700	
131	279,100	
132	279,400	
133	279,600	
134	279,900	
135	280,300	
136	280,600	
137	280,800	
138	281,100	
139	281,400	
140	281,700	
141	281,900	
142	282,100	
143	282,300	
144	282,600	
145	283,000	
146	283,200	
147	283,500	
148	283,800	
149	284,100	
150	284,300	

	151	284,600			
	152	284,800			
	153	285,100			
定年前再任用短時間 勤務職員		202,500	242,000	256,300	289,400

備考 この表は、養護老人ホーム、保育所等に勤務し、指導、介護、保育等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 今治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定（第28条第2項及び第3項並びに第31条第2項第1号及び第2号の改正規定を除く。）による改正後の今治市職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用し、第1条の規定（第28条第2項及び第3項並びに第31条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の今治市職員の給与に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の今治市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の今治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

「参 考」

第1条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養</p>

手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

(附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

18 略

19 当分の間、定年前再任用短時間勤務職員に係る別表第1の適用については、同表定年前再任用短時間勤務職員の項中「256,200」とあるのは「224,200」と、「275,600」とあるのは「234,300」と、「290,700」とあるのは「239,800」と、「316,200」とあるのは「253,000」と、「358,000」とあるのは「277,500」と、「391,200」とあるのは「293,400」と読み替えるものとする。

手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

(附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

18 略

19 当分の間、定年前再任用短時間勤務職員に係る別表第1の適用については、同表定年前再任用短時間勤務職員の項中「255,200」とあるのは「223,300」と、「274,600」とあるのは「233,400」と、「289,700」とあるのは「239,000」と、「315,100」とあるのは「252,100」と、「356,800」とあるのは「276,500」と、「389,900」とあるのは「292,400」と読み替えるものとする。

「参 考」

第2条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項</p>

において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 略

において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略





今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期  
末手当支給条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。



今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償  
及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年今治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「参考」

第1条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>

「参 考」

第2条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>



今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

人事院の給与勧告に鑑み、特別職の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。





## 今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の今治市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

#### （期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の今治市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「参 考」

第1条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>

「参 考」

第2条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>



今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

人事院の給与勧告に鑑み、一般職の任期付職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。



## 今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

別表第1中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第2条 今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

2 第1条の規定（第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用し、第1条の規定（第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

#### （給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

#### （委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。



「参 考」

第1条による今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧				
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)				
<p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">号給</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額	<p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">号給</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額
号給	給料月額				
号給	給料月額				

	円		円
1	<u>380,000</u>	1	<u>376,000</u>
2	<u>427,000</u>	2	<u>422,000</u>
3	<u>477,000</u>	3	<u>472,000</u>
4	<u>539,000</u>	4	<u>533,000</u>
5	<u>615,000</u>	5	<u>608,000</u>
6	<u>718,000</u>	6	<u>710,000</u>
7	<u>839,000</u>	7	<u>830,000</u>

「参 考」

第2条による今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第8条 略	第8条 略
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>
3 略	3 略

博物館及び美術館における撮影等の充実を図るた  
めの関係条例の整備に関する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

博物館及び美術館における撮影等の充実を図るための規定を整備し、その他所要の改正をしようとするもの。



## 博物館及び美術館における撮影等の充実を図るための関係条例の整備に関する条例

(今治市河野美術館条例の一部改正)

第1条 今治市河野美術館条例(平成17年今治市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「特別使用(閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」を「特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(撮影等)

第16条の2 次に掲げる美術館の展示物は、撮影、模写又は複製(以下「撮影等」という。)することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

附則第6項の表中「及び第13条」を「、第13条及び第16条の2」に改める。

(今治市玉川近代美術館条例の一部改正)

第2条 今治市玉川近代美術館条例(平成17年今治市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特別使用(閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」を「特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」に改める。

第10条を次のように改める。

(撮影等)

第10条 次に掲げる美術館の展示物は、撮影、模写又は複製(以下「撮影等」という。)することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

第15条第4号を削る。

(今治市大三島美術館条例の一部改正)

第3条 今治市大三島美術館条例(平成17年今治市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特別使用(閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」を「特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)」に改める。

第10条を次のように改める。

(撮影等)

第10条 次に掲げる美術館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

第11条第4号を削る。

(今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例の一部改正)

第4条 今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例（平成23年今治市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(撮影等)

第9条の2 次に掲げるミュージアムの展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

(今治市村上海賊ミュージアム条例の一部改正)

第5条 今治市村上海賊ミュージアム条例（平成17年今治市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第14条を次のように改める。

(撮影等)

第14条 次に掲げるミュージアムの展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

第17条第4号を削る。

(今治城条例の一部改正)

第6条 今治城条例（平成17年今治市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第18条を次のように改める。

(撮影等)

第18条 次に掲げる今治城の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

附則第6項の表中「及び第17条」を「、第17条及び第18条」に改める。

(今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例の一部改正)

第7条 今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例（平成17年今治市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条を次のように改める。

(撮影等)

第15条 次に掲げる古墳館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

第16条第4号を削る。

(今治市大西藤山歴史資料館条例の一部改正)



第8条 今治市大西藤山歴史資料館条例（平成17年今治市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第14条を次のように改める。

（撮影等）

第14条 次に掲げる資料館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

（1） 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

（2） 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

第16条第4号を削る。

（今治市吉海郷土文化センター条例の一部改正）

第9条 今治市吉海郷土文化センター条例（平成17年今治市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（撮影等）

第9条の2 次に掲げる文化センターの展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

（1） 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

（2） 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

（今治市上浦歴史民俗資料館条例の一部改正）

第10条 今治市上浦歴史民俗資料館条例（平成17年今治市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」を「特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(撮影等)

第18条の2 次に掲げる資料館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物

(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物

2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

「参 考」

第1条による今治市河野美術館条例改正条項新旧対照表

新	旧
(使用許可の制限)	(使用許可の制限)
第11条 略	第11条 略
2 市長は、美術館の収蔵品の特別使用（ <u>閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。</u> ）については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。	2 市長は、美術館の収蔵品の特別使用（ <u>閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。</u> ）については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
<u>(撮影等)</u>	
第16条の2 <u>次に掲げる美術館の展示物は、</u>	
<u>撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）</u>	
<u>することができる。ただし、観覧する者の観</u>	
<u>覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管</u>	
<u>理上支障があると認められる場合は、この限</u>	
<u>りでない。</u>	
(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指</u>	
<u>定した展示物</u>	
(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指</u>	
<u>定した展示場所に展示された展示物</u>	
2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、</u>	
<u>必要な条件を付けることができる。</u>	
附 則	附 則
(読替規定)	(読替規定)
6 第17条の2の規定により美術館の管理を	6 第17条の2の規定により美術館の管理を
指定管理者に行わせた場合において、次の表	指定管理者に行わせた場合において、次の表
の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる	の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に	字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に

読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条、第11条、第13条及び第16条の2	市長	指定管理者
第17条	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条
	市長	指定管理者
第19条第1号	第10条第1項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第1項
	同条第2項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第2項
第19条第3号	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条

読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条、第11条及び第13条	市長	指定管理者
第17条	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条
	市長	指定管理者
第19条第1号	第10条第1項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第1項
	同条第2項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第2項
第19条第3号	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条

「参 考」

第2条による今治市玉川近代美術館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第10条 <u>次に掲げる美術館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等の禁止)</u></p> <p>第10条 <u>美術館の展示資料は、撮影し、又は複写することができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第10条の規定に違反した者</u></p>

「参 考」

第3条による今治市大三島美術館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第10条 <u>次に掲げる美術館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第11条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、美術館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等の禁止)</u></p> <p>第10条 <u>美術館の展示資料は、撮影し、又は複写することができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第11条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 第10条の規定に違反した者</u></p>

「参 考」

第4条による今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、ミュージアムの収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)及び市長が定める施設の使用については、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(撮影等)</p> <p>第9条の2 次に掲げるミュージアムの展示物は、撮影、模写又は複製(以下「撮影等」という。)することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</p> <p>(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</p> <p>2 前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、ミュージアムの収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。) _____ 及び市長が定める施設の使用については、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

「参 考」

第5条による今治市村上海賊ミュージアム条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、ミュージアムの収蔵品の<u>特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第14条 <u>次に掲げるミュージアムの展示物は、撮影、模写又は複製(以下「撮影等」という。)することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第17条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <hr/>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、ミュージアムの収蔵品の<u>特別使用(閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等の禁止)</u></p> <p>第14条 <u>ミュージアムの常設展示資料は、撮影又は複写することができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第17条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第14条の規定に違反した者</u></p>



第6条による今治城条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 市長は、<u>今治城の収蔵品の特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第18条 <u>次に掲げる今治城の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>6 第19条の2の規定により今治城の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 市長は、<u>今治城の収蔵品の特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第18条 削除</p> <p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>6 第19条の2の規定により今治城の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に</p>

読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条、第11条、第13条、第17条及び第18条	市長	指定管理者
第21条第1号	第10条第1項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第1項
	同条第2項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第2項
第21条第3号	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条

読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条、第11条、第13条及び第17条	市長	指定管理者
第21条第1号	第10条第1項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第1項
	同条第2項	附則第6項の規定により読み替えて適用される第10条第2項
第21条第3号	第13条	附則第6項の規定により読み替えて適用される第13条

「参 考」

第7条による今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、古墳館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第15条 <u>次に掲げる古墳館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、古墳館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等の禁止)</u></p> <p>第15条 <u>古墳館の展示資料は、撮影又は複写をすることができない。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 前条の規定に違反した者</u></p>

「参 考」

第8条による今治市大西藤山歴史資料館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、資料館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第14条 <u>次に掲げる資料館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p>(2) <u>市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、資料館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等の禁止)</u></p> <p>第14条 <u>資料館の常設展示史料は、撮影又は複写をすることができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第14条の規定に違反した者</u></p>

「参考」

第9条による今治市吉海郷土文化センター条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、文化センターの収蔵品の<u>特別使用(閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第9条の2 <u>次に掲げる文化センターの展示物は、撮影、模写又は複製(以下「撮影等」という。)することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p><u>(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、文化センターの収蔵品の特別使用(閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。)_____については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

「参 考」

第10条による今治市上浦歴史民俗資料館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 市長は、資料館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、原版使用、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(撮影等)</u></p> <p>第18条の2 <u>次に掲げる資料館の展示物は、撮影、模写又は複製（以下「撮影等」という。）することができる。ただし、観覧する者の観覧に支障を及ぼすおそれその他展示物の管理上支障があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示物</u></p> <p><u>(2) 市長が撮影等ができるものとして指定した展示場所に展示された展示物</u></p> <p>2 <u>前項の指定をする場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。</u></p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 市長は、資料館の収蔵品の<u>特別使用（閲覧、写真撮影、貸出しその他の使用をいう。以下同じ。）</u>については、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>



今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。





## 今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該

出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第26条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第26条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
(保険税の減額)	(保険税の減額)
第26条 略	第26条 略
2 略	2 略
<p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る</u></p>	

基礎課税額の被保険者均等割額 当該出  
産被保険者につき第6条の規定により算  
定した被保険者均等割額（第1項に規定す  
る金額を減額するものとした場合にあっ  
ては、その減額後の被保険者均等割額）の  
12分の1の額に、当該出産被保険者の産前  
産後期間のうち当該年度に属する月数を  
乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る  
後期高齢者支援金等課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第7条の2の規  
定により算定した所得割額の12分の1の  
額に、当該出産被保険者の産前産後期間の  
うち当該年度に属する月数を乗じて得た  
額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る  
後期高齢者支援金等課税額の被保険者均  
等割額 当該出産被保険者につき第7条  
の4の規定により算定した被保険者均等  
割額（第1項に規定する金額を減額するも  
のとした場合にあっては、その減額後の被  
保険者均等割額）の12分の1の額に、当該  
出産被保険者の産前産後期間のうち当該  
年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る  
介護納付金課税額の所得割額 当該出産  
被保険者につき第8条の規定により算定  
した所得割額の12分の1の額に、当該出産  
被保険者の産前産後期間のうち当該年度  
に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る

介護納付金課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第10条の規定に  
より算定した被保険者均等割額（第1項に  
規定する金額を減額するものとした場合  
にあっては、その減額後の被保険者均等割  
額）の12分の1の額に、当該出産被保険者  
の産前産後期間のうち当該年度に属する  
月数を乗じて得た額

（出産被保険者に係る届出）

第26条の4 国民健康保険税の納税義務者は、  
出産被保険者が世帯に属する場合には、次に  
掲げる事項を記載した届書を市長に提出し  
なければならない。

（1） 納税義務者の氏名、住所、生年月日及  
び個人番号（行政手続における特定の個人  
を識別するための番号の利用等に関する  
法律（平成25年法律第27号）第2条第5項  
に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（2） 出産被保険者の氏名、住所、生年月日  
及び個人番号

（3） 出産の予定日

（4） 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

（5） その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務  
者は、次に掲げる書類を添えなければならな  
い。

（1） 出産の予定日を明らかにすることが  
できる書類

（2） 多胎妊娠の場合には、その旨を明らか  
にすることができる書類

（3） 出産後に前項に規定する届出を行う

場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に  
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に基づく条例区域及び立地基準の見直しを行い、その他所要の改正をしようとするもの。





都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例（平成17年今治市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、「関し」を「ついて」に改める。

第2条の見出し中「法第33条第3項の条例で定める」を削り、「技術的細目」の次に「に定められた制限」を、「緩和」の次に「並びに建築物の敷地面積の最低制限」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 法第33条第4項の規定により条例で定める建築物の敷地面積の最低制限に関する制限は、次の表の左欄に掲げる区域ごとに同表の中欄に掲げる目的又は予定される建築物の用途に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積とする。

区域	目的又は予定される建築物の用途	面積
市街化区域	自己の居住の用に供する建築物(以下「自己用住宅」という。)以外の住宅	100平方メートル
次条第1項及び第2項の規定により指定する土地の区域	自己用住宅及び自己用住宅以外の住宅	165平方メートル
	自己の業務の用に供する建築物(次条第2項の区域に限る。)	

第3条の見出しを「(条例で指定する土地の区域等)」に改め、同条第1項中「すべてに」を「いずれにも」に改め、同項第2号中「区域」の次に「のうち規則で定める土地の区域」を加え、同項第3号中「不適當な」の次に「区域として規則で定める」を加え、同項第5号中「支障がない」の次に「区域として規則で定める」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の区域内において、別表第1に掲げる道路のうち規則に定める区間に存するもの(以下「指定幹線道路」という。)の境界から50mを超えない土地の区域を指定幹線道路沿道区域として指定する。
- 3 市長は、前2項の規定により指定した区域を表示した図書を事務所に備え付け、一般の閲覧に供する方法その他適切な方法により公衆の縦覧に供するものとする。

第3条第4項を削る。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(環境の保全上支障があると認められる用途)

第4条 法第34条第11号の規定により環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、別表第2の左欄に掲げる区域に応じ、それぞれ同表の右欄に定める用途以外の用途とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条第2項関係）

道路
一般国道196号
一般国道317号
主要地方道今治波方港線
主要地方道大西波止浜港線
一般県道桜井山路線
一般県道今治丹原線
一般県道朝倉伊予桜井停車場線
一般県道鈍川伊予大井停車場線
市道蔵敷唐子台線
市道南鳥生五十嵐線
市道鳥生大浜八町線
市道喜田村松木線
市道秋元揚砂線
市道大坪通町谷線
市道喜田村新谷線
市道今治駅高橋線
市道別名矢田線
市道砂場高部線
市道鴨部線
市道別所清水線

別表第2（第4条関係）

区域	用途
第3条第1項の規定により指定した土地の区域（次項の区域を除く。）	自己の居住の用に供する一戸建の住宅であつて建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2

	(い)の項第1号及び第2号に掲げる建築物(敷地面積が500平方メートル以下のものに限る。)
第3条第2項の規定により指定した土地の区域(指定幹線道路沿道区域)	<p>(1) 自己の居住の用に供する一戸建の住宅であって建築基準法別表第2(い)の項第1号及び第2号に掲げる建築物(敷地面積が500平方メートル以下のものに限る。)</p> <p>(2) 自己の業務の用に供する建築物のうち、その敷地が指定幹線道路に4m以上接しているものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 建築基準法別表第2(は)の項第5号及び第6号に掲げる建築物(床面積が300平方メートル以内のものに限る。)。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける営業の用に供するもの及び建築基準法別表第2(と)の項第4号に掲げるものその他環境の保全上支障があると認められるものを除く。</p> <p>イ 事務所(床面積が300平方メートル以内のものに限る。)</p> <p>ウ 倉庫業を営まない倉庫(床面積が500平方メートル以内のものに限る。)</p>

備考

- 1 建築物の高さが10メートル以下のものに限る。
- 2 複合建築物(複数の用途に供する建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合は、床面積の合計が300平方メートル以内のものに限る。ただし、倉庫業を営まない倉庫を含む複合建築物であって、かつ、延べ面積の2分の1以上が倉庫である場合は、床面積の合計が500平方メートル以内のものに限る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった開発行為等の許可について適用し、同日前に申請のあった開発行為等の許可については、なお従前の例による。

「参 考」

都市計画法に規定する開発行為等の許可の基準に関する条例改正条項新旧対照表

新		旧																																					
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項及び第4項並びに第34条第11号の規定に基づき、開発行為等の許可の基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>( _____ 技術的細目に定められた制限の強化及び緩和並びに建築物の敷地面積の最低制限)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第33条第4項の規定により条例で定める建築物の敷地面積の最低制限に関する制限は、次の表の左欄に掲げる区域ごとに同表の中欄に掲げる目的又は予定される建築物の用途に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積とする。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項及び _____ 第34条第11号の規定に基づき、開発行為等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第33条第3項の条例で定める技術的細目 _____ の強化及び緩和 _____)</p> <p>第2条 略</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>目的又は予定される建築物の用途</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市街化区域</td> <td>自己の居住の用に供する</td> <td>100 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建築物（以下「自己用住宅」という。）以外の住宅</td> <td>165 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>次条第1項及び第2項の規定により指定する土地の区域</td> <td>自己の業務の用に供する建築物（次条第2項の区域に限る。）</td> <td>165 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(条例で指定する土地の区域等)</p>	区域	目的又は予定される建築物の用途	面積	市街化区域	自己の居住の用に供する	100 平方メートル	建築物（以下「自己用住宅」という。）以外の住宅	165 平方メートル	次条第1項及び第2項の規定により指定する土地の区域	自己の業務の用に供する建築物（次条第2項の区域に限る。）	165 平方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>目的又は予定される建築物の用途</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法第34条第11号の条例で定める開発行為)</p>	区域	目的又は予定される建築物の用途	面積	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
区域	目的又は予定される建築物の用途	面積																																					
市街化区域	自己の居住の用に供する	100 平方メートル																																					
	建築物（以下「自己用住宅」という。）以外の住宅	165 平方メートル																																					
次条第1項及び第2項の規定により指定する土地の区域	自己の業務の用に供する建築物（次条第2項の区域に限る。）	165 平方メートル																																					
区域	目的又は予定される建築物の用途	面積																																					
_____	_____	_____																																					
_____	_____	_____																																					
_____	_____	_____																																					
_____	_____	_____																																					
_____	_____	_____																																					
_____	_____	_____																																					
_____	_____	_____																																					
_____	_____	_____																																					

第3条 今治広域都市計画区域における法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。

(1) 略

(2) 敷地相互間の最短距離が50メートル以内に位置している建築物が50戸以上連たんしている土地の区域のうち規則で定める土地の区域

(3) 道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適当な区域として規則で定める土地の区域以外の土地の区域

(4) 略

(5) 環境の保全上、災害の防止上及び通行の安全上支障がない区域として規則で定める土地の区域

(6)・(7) 略

2 市長は、前項の区域内において、別表第1に掲げる道路のうち規則に定める区間に存するもの（以下「指定幹線道路」という。）の境界から50mを超えない土地の区域を指定幹線道路沿道区域として指定する。

3 市長は、前2項の規定により指定した区域を表示した図書を事務所に備え付け、一般の閲覧に供する方法その他適切な方法により公衆の縦覧に供するものとする。

等)

第3条 今治広域都市計画区域における法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のすべてに該当する土地の区域とする。

(1) 略

(2) 敷地相互間の最短距離が50メートル以内に位置している建築物が50戸以上連たんしている土地の区域\_\_\_\_\_

(3) 道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適当な\_\_\_\_\_土地の区域  
以外の土地の区域

(4) 略

(5) 環境の保全上、災害の防止上及び通行の安全上支障がない\_\_\_\_\_土地の区域

(6)・(7) 略

2 法第34条第11号の規定により定める予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建の住宅(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第2号に掲げるものを含む。)以外のものとする。

3 予定建築物の敷地面積は、165平方メートル以上500平方メートル以内とする。

4 予定建築物の高さは、10メートル以下とする。





市道砂場高部線
市道鴨部線
市道別所清水線


別表第2 (第4条関係)

区域	用途
第3条第1項の規定により指定した土地の区域（次項の区域を除く。）	自己の居住の用に供する一戸建の住宅であつて建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）の項第1号及び第2号に掲げる建築物（敷地面積が500平方メートル以下のものに限る。）
第3条第2項の規定により指定した土地の区域（指定幹線道路沿道区域）	(1) 自己の居住の用に供する一戸建の住宅であつて建築基準法別表第2（い）の項第1号及び第2号に掲げる建築物（敷地面積が500平方メートル以下のものに限る。） (2) 自己の業務の用に供する建築物のうち、その敷地が指定幹線道路に4m以上接しているものであつて、次のいずれかに該


当するもの

ア 建築基準法別

表第2(は)の項

第5号及び第6

号に掲げる建築

物(床面積が300

平方メートル以

内のものに限

る。)。ただし、

風俗営業等の規

制及び業務の適

正化等に関する

法律(昭和23年

法律第122号)の

適用を受ける営

業の用に供する

もの及び建築基

準法別表第2

(と)の項第4号

に掲げるものそ

の他環境の保全

上支障があると

認められるもの

を除く。

イ 事務所(床面

積が300平方メ

ートル以内のも

のに限る。)

ウ 倉庫業を営ま

ない倉庫(床面

積が500平方メ

ートル以内のも

のに限る。)

備考

1 建築物の高さが10メートル以下のものに  
限る。

2 複合建築物(複数の用途に供する建築物を  
いう。以下同じ。)を建築する場合は、床面  
積の合計が300平方メートル以内のものに限  
る。ただし、倉庫業を営まない倉庫を含む複  
合建築物であって、かつ、延べ面積の2分の  
1以上が倉庫である場合は、床面積の合計が  
500平方メートル以内のものに限る。

今治市障害者福祉センターのぞみ苑の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
<p>今治市障害者福祉センター のぞみ苑</p>	<p>今治市南宝来町一丁目9番地8 社会福祉法人 今治福祉施設協会 理事長 村上 誠二</p>	<p>令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで</p>

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

使用料の設定無し

3 指定管理料基準額（5年間）

107,000,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
社会福祉法人 今治福祉施設協会	115.7 / 143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



今治市さざなみ園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市さざなみ園	今治市常盤町五丁目2番39号 社会福祉法人 で・ふ・か 理事長 真鍋 誠子	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで



「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

使用料の設定無し

3 指定管理料基準額（5年間）

64,500,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
社会福祉法人 で・ふ・か	115.7/143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



燧風苑の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
燧風苑	新潟県新潟市北区島見町3307番地16 富士建設工業株式会社 代表取締役 鳴海 利彦	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

不採用

3 指定管理料基準額（5年間）

482,239,000 円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
富士建設工業株式会社	124.9/143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



ふじさき苑の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名 称	指定管理 者	指定の期 間
ふじさき 苑	今治市宮窪町宮窪2783番地の2 有限会社大島葬儀社 代表取締役 馬越 美鈴	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで



「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

不採用

3 指定管理料基準額（5年間）

38,500,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
有限会社大島葬儀社	109.7/143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



伯方斎場の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
伯方斎場	新潟県新潟市北区島見町3307番地16 富士建設工業株式会社 代表取締役 鳴海 利彦	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

不採用

3 指定管理料基準額（5年間）

40,383,000 円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
富士建設工業株式会社	122.7/143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



大翔苑の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大翔苑	今治市宮窪町宮窪2783番地の2 有限会社大島葬儀社 代表取締役 馬越 美鈴	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで



「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

不採用

3 指定管理料基準額（5年間）

68,000,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
有限会社大島葬儀社	107.7/143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



今治市営住宅の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市営住宅	広島県広島市中区大手町五丁目3番12号 今治市営住宅管理グループ 代表団体 株式会社第一ビルサービス 代表取締役 坂根 紳也	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

不採用

3 指定管理料基準額（3年間）

575,644,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
今治市営住宅管理グループ	125.8/140点
日本管財株式会社	123.6/140点
株式会社穴吹ハウジングサービス	118.7/140点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

5 今治市営住宅管理グループ構成企業

代表団体 株式会社第一ビルサービス

構成員 四国通建株式会社



専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月4日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について



「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月4日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年6月20日午前8時20分頃、今治港に接岸中のフェリー「第二せきぜん」の車両甲板において、受託事業者の職員が運転する市有貨物自動車が進出したところ、後方に駐車していた相手方所有の高所作業車に接触し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 170,500円



損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月15日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年6月9日午前10時頃、本市資源リサイクル課職員が運転する市有貨物自動車が、波止浜公民館駐車場（今治市地堀一丁目3番47号）において資源ごみを収集するため後退したところ、右後方に駐車していた相手方所有の乗用自動車と接触し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 311,000円



今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月30日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。



今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「総数」と、「」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



「参 考」

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対象表

新	旧
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こど</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こど</p>

も園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

\_\_\_\_\_」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合に

も園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中

「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合に

において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

において、第6条第2項中 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月4日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行に伴い、字句の整理をしようとするもの。



## 今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市建築関係手数料条例（平成17年今治市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第10条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

今治市建築関係手数料条例改正条項新旧対象表

新	旧
<p>(その他手数料)</p> <p>第10条 第2条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(61) 略</p> <p>(62) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。</p> <p>ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 建築物の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額とする。ただし、共同住宅等にあつては次のとおりとする。</p> <p>(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>(イ) 認定の申請区分が住棟全体の場合 認定に係る建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次</p>	<p>(その他手数料)</p> <p>第10条 第2条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(61) 略</p> <p>(62) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。</p> <p>ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 建築物の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額とする。ただし、共同住宅等にあつては次のとおりとする。</p> <p>(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>(イ) 認定の申請区分が住棟全体の場合 認定に係る建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次</p>

の表の中欄又は右欄に定める額に、棟の総戸数に応じた(ア)による額を加えた額

区分	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条	左記以外の場合	
		建築物	基準省令第10条第2号イ及びロ（1）に規定する基準による審査の場合
		建築物	基準省令第10条第2号イ及びロ（1）に規定する基準による審査の場合

の表の中欄又は右欄に定める額に、棟の総戸数に応じた(ア)による額を加えた額

区分	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条	左記以外の場合	
		建築物	基準省令第10条第2号イ及びロ（1）に規定する基準による審査の場合
		建築物	基準省令第10条第2号イ及びロ（1）に規定する基準による審査の場合



第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合

略

イ～ウ 略

(63)～(66) 略

(67) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係

第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合

略

イ～ウ 略

(63)～(66) 略

(67) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係

規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数に応じ、次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合	
		基準省令第10条第2号イ及び(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第10条第2号イ及び(2)に規定する基準による審査の場合
略			

(イ) 略

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の	建築物のエネルギー消費性能の	左記以外の場合
------	----------------	---------

規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数に応じ、次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合	
		基準省令第10条第2号イ及び(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第10条第2号イ及び(2)に規定する基準による審査の場合
略			

(イ) 略

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の	建築物のエネルギー消費性能の	左記以外の場合
------	----------------	---------

合計	ルギー消費性	基準省令	基準省令
	能の向上等に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関するし、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合	第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合
略			

ウ～エ 略

(68) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア～ウ 略

(69) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料は、次のとおりとする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の表に定める額

合計	ルギー消費性	基準省令	基準省令
	能の向上に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関するし、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合	第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合
略			

ウ～エ 略

(68) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア～ウ 略

(69) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料は、次のとおりとする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合、同法第35条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これ	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準による審査の場合

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合、同法第35条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これ	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準による審査の場合

らの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る通知書の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の交付を受けている場合

略

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の 合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による
		基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による

らの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る通知書の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の交付を受けている場合

略

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の 合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による
		基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による

<p>能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は同法第12条第3項若しくは第13条第4項の規定に基づく適合性判定、同法第35条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの判定又は認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る通知書の交付を受けている場合</p>	<p>審査の場合</p>	<p>審査の場合</p>
<p>略</p>		

ウ 略  
(70)～(74) 略

<p>能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は同法第12条第3項若しくは第13条第4項の規定に基づく適合性判定、同法第35条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの判定又は認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る通知書の交付を受けている場合</p>	<p>審査の場合</p>	<p>審査の場合</p>
<p>略</p>		

ウ 略  
(70)～(74) 略



損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月7日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年8月6日午後4時頃、市営阿方第2団地B2棟において排水管が詰まったため、同棟2階の部屋から漏水し、階下の相手方所有の家財を汚損した。
- 3 損害賠償額 支払額 16,100円





損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月10日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年8月6日午後4時頃、市営阿方第2団地B2棟において排水管が詰まったため、同棟2階の部屋から漏水し、階下の相手方所有の家財を汚損した。
- 3 損害賠償額 支払額 72,215円

